

# 公正取引委員会からの勧告に関する取り組み

当社は公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法)の適用対象となる事業者との取引に関して、下請法に基づく勧告を受けました。本勧告において下請代金の減額に該当すると判断された割戻金の総額は、2021年1月から2023年4月までの約30億円です。当社は、既に、下請事業者に対して、下請代金の減額に該当すると判断された金額を返金するとともに、割戻金の運用も廃止いたしました。当社はこのことを大変重く受けとめ、パートナーからの信頼を回復すべく取り組みを進めています。

## 取り組み

- ・インフレ等によるコスト上昇に対する取引先の経済的負担を軽減する対応を迅速化
- ・割戻金制度を撤廃し、メーカーが取引先の現場でともにコスト競争力を高める
- ・開発費の別建て払いなど、台数の変動に伴う取引先の経済的負担を軽減する措置を拡充
- ・お取引先からの相談・通報を受け付ける仕組みを社外に設置
- ・パートナーシップ改革推進室をCEO直下に設置し、積極的にすべてのお取引先に対し、困りごとや要望をうかがい、協議・対応、改善につなげていく

